

駐留軍用地使用裁決申請等事件

○那覇港湾施設ほか9施設に係る審理（第3回）

審 理 記 録

日時：平成22年3月26日（金）

午後1時15分～4時9分

場所：浦添市てだこホール 市民交流室

駐留軍用地使用裁決申請等事件(那覇港湾施設ほか9施設)に係る

第3回公開審理

日時 平成22年3月26日(金)

午後1時15分～4時9分

場所 浦添市てだこホール市民交流室

(午後1時15分 開会)

○當真会長 それでは、定刻となりましたので、これより沖縄防衛局長から平成21年3月27日に使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった、伊江島補助飛行場に係る第1回審理、同日、使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シールズ、トリイ通信施設、牧港補給地区、陸軍貯油施設、嘉手納弾薬庫地区及びキャンプ瑞慶覧、以上、7施設に係る第2回審理、並びに平成20年6月16日に使用裁決申請及び明渡裁決申立てのあった、那覇港湾施設及び普天間飛行場に係る第3回審理を開催いたします。

まず、審理を行う収用委員を紹介いたします。

私は、会長の當真良明です。

それから、会場の皆さんから向かって左側から、兼島雅仁会長代理、仲程通良委員、宮城哲委員、それから、右側から島袋秀勝会長代理、大城保委員、武田昌則委員です。

それから、まず、公開審理の運営について基本的な考え方を述べさせていただきたいと思えます。

収用委員会は、独立した準司法的な行政委員会として、「公共の利益の増進と私有財産との調整を図る」という土地収用法の基本理念の下に、起業者及び土地所有者等のいずれにも偏らない公正・中立な立場で審理を行います。

さて、ここで審理進行について何点かお願いがあります。まず、審理会場におきましては、携帯電話の電源を切るか、マナーモードにさせていただき、定められた場所以外には立ち入らないようにお願いします。また、報道関係者以外の方の写真撮影及び録音はご遠慮ください。

それから、入場時に「審理会場における注意事項」を配布しておりますので、ご覧いただけますようお願いいたします。審理がスムーズに進行できるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

また、審理記録作成のために必要ですので、発言者はマイクを使用して、土地所有者または代理人の方はご自分の氏名を、沖縄防衛局の方は職名及び氏名を述べてから発言をお

願います。

それから、本日の審理の進め方ですが、最初に沖縄防衛局から、伊江島補助飛行場に係る使用裁決申請及び明渡裁決申立の申請理由の説明をしていただきます。

その後、土地所有者のほうから意見の陳述及び求釈明があると思いますので、それを行いたいと思います。

途中、2時30分をめぐりに、15分程度の休憩をはさみたいと思います。午後4時に終了する予定ですので、よろしくお願いします。

以上で説明を終わります。それでは、沖縄防衛局のほうから、申請理由の説明をお願いいたします。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 沖縄防衛局管理部長の赤嶺邦男と申します。よろしくお願いします。

起業者を代表いたしまして、申請理由などについて申し上げます。

使用の裁決の申請理由でございます。駐留軍の用に供するため、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法、これを「駐留軍用地特措法」と述べさせていただきますが、この法律に基づきまして、県収用委員会から平成22年12月31日までの使用の裁決を得て使用いたしております、伊江島補助飛行場の一部土地につきましては、使用期間満了後も引き続き駐留軍の用に供する必要がある土地でありまして、その土地所有者の方々と賃貸借契約の合意を得て使用できる見込みのないものでありますことから、平成21年3月27日、貴収用委員会に使用裁決の申請及び明渡裁決の申し立てを行ったところでございます。

以下、その申請理由などについてご説明をいたします。

はじめに、裁決申請理由について申し上げます。

日米安全保障体制は、我が国を含むアジア太平洋地域の平和と安定を確保するために必要不可欠な枠組みとして機能をいたしており、また、我が国への駐留軍の駐留は、我が国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に今後とも寄与するものでございます。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の目的達成のために、我が国に駐留する駐留軍の存在は、日米安保体制の中核をなすものであり、また、駐留軍の活動の基礎となる施設及び区域を円滑かつ安定的に使用することは、我が国の条約上の義務

でございます。

駐留軍に施設及び区域として提供する必要がある民公有地につきましては、土地所有者の方々との合意により使用権原を取得させていただくことが基本と考えてございます。土地所有者の方々との合意が得られますよう努めておりますが、合意がいただけない場合には、条約上の義務を履行させていただくために、やむを得ず駐留軍用地特措法に基づきまして、使用権原を取得させていただいて、使用しているところでございます。

沖縄防衛局長は、貴収用委員会から、平成22年12月31日までの使用裁決を得ました伊江島補助飛行場の一部土地の、平成23年1月1日以降の使用につきまして、土地所有者の方々とは賃貸借契約の合意が得られるよう努めてきたところではございますが、合意を得て使用できる見込みがありませんことから、平成21年3月27日、貴収用委員会に使用の裁決の申請及び明渡裁決の申し立てを行ったものでございます。

次に、裁決申請までの手続きについて申し上げます。

沖縄防衛局長は、伊江島補助飛行場の一部土地の平成23年1月1日以降の使用について、土地所有者の方々とは賃貸借契約の合意を得て使用できる見込みがありませんことから、平成20年7月28日、駐留軍用地特措法第4条第1項の規定に基づきまして、土地所有者及び関係人の方々に対し意見照会を行った上で、同年9月29日、これらの土地につきまして防衛大臣に使用認定のための申請書を提出をいたしました。

これらの土地につきましては、同年11月7日、駐留軍用地特措法第5条の規定に基づきまして、防衛大臣の使用の認定が行われ、同法第7条第1項の規定に基づき、沖縄防衛局長へその旨の通知がなされ、同年11月12日、防衛大臣による官報告示が行われました。

防衛大臣から使用認定の通知を受けた沖縄防衛局長は、同日付けで駐留軍用地特措法第7条第2項の規定に基づきまして、当該使用認定に係る土地の所在します伊江村の村役場におきまして、土地等の調書及び図面の縦覧を開始をいたしました。同年11月12日には、同法第7条第2項の規定に基づきまして、使用しようとする土地の所在、種類及び数量を官報で告示いたしますとともに、沖縄タイムス及び琉球新報に沖縄防衛局長の公告は同日付けの官報に記載されていること、及び土地の所在する伊江村の村役場においても公告することを掲載をいたしました。

また、沖縄防衛局長は、同年11月13日、駐留軍用地特措法第7条第2項の規定に基づきまして、土地所有者及び関係人の方々に対し、防衛大臣による使用の認定があったこと、並びに使用しようとする土地の所在、種類、数量を通知しますとともに、駐留軍用地特措

法第14条の規定により適用されます土地収用法第28条の2の規定に基づきまして、補償等についてのお知らせを送付をしていただきました。

沖縄防衛局長は、防衛大臣の使用の認定後、駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第36条第2項の規定に基づきまして、土地調書及び物件調書の作成のため、平成20年12月18日、土地所有者及び関係人の方々に対しまして、文書により土地の所在します伊江村の村役場におきまして、平成21年1月17日及び18日に立会並びに土地調書及び物件調書に署名押印することを求めましたが、これらの土地のすべての土地所有者の方々及び関係人からは、立会及び署名押印は得られませんでした。

このことから、沖縄防衛局長は、同年1月26日、同条第4項の規定に基づき、防衛大臣に立会及び署名押印することを求め、同年1月27日、防衛大臣は立会及び署名押印をする者を指名をいたしまして、同年2月3日には、指名された者が立会及び署名押印を行い、土地調書及び物件調書を作成をいたしました。

沖縄防衛局長は、駐留軍用地特措法及び土地収用法に基づく裁決の申請等に必要の手続き並びに書類の作成を完了いたしましたことから、平成21年3月27日、貴収用委員会に対しまして本件土地の使用の裁決の申請及び明渡裁決の申し立てを行ったところでございます。

次に、裁決申請に係る施設及び土地の概要について申し上げます。

伊江島補助飛行場は、伊江村に所在をいたしまして、現在、海兵隊キャンプ・バトラー基地司令部管理の下、海兵隊の部隊が使用いたしておりまして、使用の裁決に係る土地の所有者の数は38名でございまして、筆数にいたしましては90筆でございまして、土地の実測面積は22万8,996.63㎡となっており、空対地射爆撃訓練、短距離離着陸訓練用地等として使用いたしております。

当該裁決申請をした土地は、施設全体と有機的に一体として機能しているものでありまして、その状態は平成23年1月1日以降も何ら変わるものではございません。

次に、使用期間について申し上げます。

現在、日米両国政府とも日米安全保障条約を終了させることは考えておられないわけでありまして、駐留軍の駐留は今後も相当長期間にわたるものと考えられ、その活動基盤であります施設及び区域は、今後も長期間にわたり使用されるものと考えられております。

このため、沖縄防衛局長は平成21年3月27日、伊江島補助飛行場の一部土地につきまして、今後とも円滑かつ安定的な使用の確保を図る必要がありますことから、使用期間を平

成23年1月1日から10年間として裁決申請をしたものでございます。

次に、損失補償金について申し上げます。

損失補償金は、駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第71条の規定に基づきまして、使用しようとする本件土地の面積に地代単価を乗じて算出した金額に、複利年金現価率を乗じて算出をいたしました。

地代単価は、不動産鑑定士に平成20年11月12日の使用認定の告示日の時点におけます土地の正常賃料の鑑定評価を依頼いたしまして、その評価額といたしました。

複利年金現価率は、10年間の使用期間に係る年利率を5%として算出をいたしました。

次に、権利取得の時期について申し上げます。

裁決申請書に記載した権利取得の時期及び明渡申立書に記載した明け渡しの期限は、平成23年1月1日であります。

以上、ご説明させていただきましたが、伊江島補助飛行場の一部の土地につきましては、現在、施設及び区域として駐留軍の用に供しております土地でありまして、引き続き駐留軍の用に供する必要のものであります。平成23年1月1日以降の使用につきまして、土地所有者の方々と賃貸借契約の合意が得られる見込みがありませんことから、同日以降の使用権原を取得するために、駐留軍用地特措法に基づく手続きを進め、平成21年3月27日に本件使用の裁決の申請及び明渡裁決の申し立てを行ったものでございます。

これらの土地は、伊江島補助飛行場の一部として必要不可欠な土地でございます。当局といたしましては、申請及び申し立てのとおり貴収用委員会の裁決がなされますことを切にお願いするものでございます。

以上で、伊江島補助飛行場の裁決申請理由の説明を終わらせていただきます。

○當真会長 ありがとうございます。

ただいま申請理由の説明がありました。

次いで、土地所有者の方から意見陳述があると聞いておりますが、意見陳述ございますか。

では、挙手をしてお名前を告げて意見を述べていただきたいと思います。

○宜保幸男(土地所有者) (委員に文書配付)

今、収用委員会の皆様のお手元に差し上げましたのが、私の意見陳述の内容でございます。

○當真会長 お名前だけ確認しますと、宜保さんですね。

○宜保幸男(土地所有者) 今から言います。沖縄収用委員会会長、委員ご一同様。2010年3月26日、普天間飛行場地主、宜保幸男。

強制使用公開審理における意見陳述。強制使用裁決申請却下お願いの理由。

1. 日本、沖縄、駐留全米軍を構成する普天間海兵航空部隊は、朝鮮戦争以来、普天間飛行場周辺の児童生徒の楽しかるべき学校生活をはじめ、乳幼児から寝たきり高齢者までの住民生活へ、爆音・墜落・実射弾誤投下に対する恐怖感と生命の危機を浴びせている。そればかりか、朝鮮、ベトナム、イラク、アフガンなど、アジア中近東の子供、民衆の大量殺戮、日本軍ナチスのジェノサイドを今も行っている。私たち沖縄県民の肝心(チムグクル)は、痛み病んでいる。

2. 鳩山連合政権内閣は、県民の心を弄んでいる。総選挙公約など、普天間飛行場の県外移設を宣伝したにもかかわらず、総選挙票盗人猛々しい旧軍ナチス張りのデマ宣伝であったことが明らかになった。私の票も1票返してほしい。盗まれっぱなしですね。

今、まさに新基地建設の選挙人騙しの暴挙が始まる。鳩山連立政権の安保差別、沖縄差別の化けの皮が今剥がれようとしている。これは沖縄差別です。他府県をよく見てください。これは委員の皆さんも、いいですね、ウチナンチュならこの沖縄差別は絶対に許さない。

米軍再編による基地負担の軽減を標榜するが、再編のパッケージを必須条件としながら、結局、5%程度の基地面積の削減でしかない。その上、超莫大な日本側費用による普天間飛行場の代替建設と海兵隊指揮関係施設等のグアム新設移転である。日本予算によって、米軍再編は行われている。俺の を盗むな。返せ。

またもや沖縄を口実にした沖縄米軍基地の要塞化であり、日米軍事同盟の一層の一体化がグアム統合基地を要として、アジア全域(地球半球)に広がるのである。米国政府はパッケージができないときは普天間飛行場を継続使用すると脅し、日本政府も同調している。こんなばかな話で収用委員の皆さんが裁決をするなら、あなた方も愚か者。端的に言えば県民の私は裏切り者になってほしくない。県民総体、今回の政権に対しては非常に大きな期待をもっていたはずです。

3. 米軍再編は沖縄基地の削減、負担軽減にならず、世界的規模の日米軍事作戦一体化の深化である。沖縄米軍基地の占有面積は現在約75%だが、米軍再編後でも約70%である。5%の縮小でしかない。一方、兵員のグアムへの移転8,000人前後と大宣伝しているが、これはパッケージである。航空機も兵員等もいつでも演習によるローテーションで沖縄に

やってきて、演習総仕上げ後、侵攻先へと派遣される。故に、沖縄駐留の兵員の現員の増減は定まらない。このような曖昧な積算基礎による膨大な臨時の費用負担と、恒常的年次的に計上をされる駐留米軍維持費の何とばかりらしい名前か、思いやり予算がある。為替変動があるが、年次合計額約60億ドル、6,000億日円の負担がある。日本側の毎年の負担である。

4. 朝鮮戦争前後の米軍の武力行使による問答無用の土地取り上げ、基地建設は醜いものであった。ここは伊江島から小禄具志までの状況で、私が実際に体験したのは小禄具志、北谷、北浜です。それから、今、知事公舎のある付近。とにかくあちらこちらで滅茶苦茶に、私たちが人間と思わないやり方で、米軍がやった仕打ち。これは私たちの年代は忘れないでしょう。住民が立ち退かなければ、ブルドーザーで住宅を押し倒し、大変ですよ、火をつけ、消防車で火を消しながら、最後に泣き叫ぶ住民を水攻めで吹き飛ばし、自分たちで火をつけて、その火を消防車で消しながら、今度はこの水で、消防の水、放水車、皆さんかぶってごらん下さい、大変です。ものすごい、吹き飛びます、本当に。そんなことを散々ばらやった米軍に、土地をあげようというのが防衛施設局の皆さんです。防衛省の皆さんです。仕事とは言いながら、何と情けないことでしょう。

最後は、有刺鉄線で囲んで、重武装の着剣した部隊が住民を引きずり出し、逮捕し、軍事即決裁判で有罪を喰らわした。あの頃すごくいい言葉もあるんですが、あの頃住民は喰らった、喰らった、喰らったと。すぐ何かやると軍事裁判。これは伊江島の人も軍事裁判にかけられているし、そのほかあっちこちの人たちが軍事裁判にかけられている。これはほとんど実刑です、実刑。短い期間ではあるが、実刑でボンボンボン入れていく。とにかく滅茶苦茶なものでした。初期の土地取り上げは悲鳴と怒号の渦巻く中、冷酷な武力行使によるものであった。そこから伊江島の、あるいは沖縄の歴史に名前を残す阿波根昌鴻さんの話もちよっと出しました。

伊江島は人間の住む島でなくなっている。これは別の意味があつたんですが、実際に伊江島は全島民、強制的に慶良間に移動させられている。伊江島の住民はそこに、島じゃない、そしてその間にアメリカは土地を取り上げ、基地をつくって、その後また伊江島の住民を島に帰す。もう本当に好き放題、やりたい放題。そんなことが許されていたわけです。全島民慶良間へ強制移動。島の3分の2、それが一番最初の基地です。島の3分の2は米軍基地建設。阿波根昌鴻たち村人の乞食行進。私は伊江島までは行きませんでした。この方たちが那覇で乞食行進をやるのは、見たり参加したりやっていました。今の上山中学

校は、米軍司令部のあったところです。民政府。その付近で座り込みをやったり、いろいろしています。今も走馬灯のように浮かんでくる。大変な時代だったんです。米軍関係犯罪、演習事故は昔も今も米軍人の占領意識が蔓延されている。これはいろいろグチュグチュ言いますけれども、アメリカ軍人は今も占領意識をもっています。ここは戦争で俺たちがとったんだ。兵隊個人個人に聞いてご覧なさい。そういうふうに教育されている。基地の名前見てください。キャンプ・シュワブ、シュワブ軍曹か曹長か知りませんが。それから手柄を立てて戦死をした。その他、キャンプ・ハンセン、あちこち、みんなこれは個人の兵隊の、いわゆる昔私が子供の頃、名誉ある戦死といいますが、手柄を立てた兵隊です。その連中が戦死をした、その名前をつけてあるわけです。沖縄の基地はほとんど人名です。この人名を毎日アメリカ軍は自分の基地の名前を言うわけです。誇らしげに言うわけです。

占領軍、何も日米安保条約の軍隊じゃないんです。占領軍そのままです。いいですね。この基地の名前、とにかくよく見てください。本土にある基地の名前とも違うんじゃないですか。よく考えて見てください。みんな手柄を立てた戦死者が米軍基地に命名された。

水兵による由美子ちゃん(6歳)拉致強姦殺人遺棄。これは石川のほうで水兵が捕まえて、東海岸から西海岸まで連れてきて、強姦して捨ててあるんです。それが由美子ちゃん事件です。これはほとんどのウチナーンチュならもう忘れないんじゃないかなと思います。

それから、基地立ち入り許可時間中の薬きょう拾い農民を射殺。許可されている時間中に、伊江島の射爆場で薬きょうを拾っていた。それを米軍人がおもしろげにパンパンと撃って殺す。こういう事件もある。これは本土でもあったようです。ジェラード事件とか何とか、名前も兵隊がやったそうですがねそんなこともある。

それから、隆子ちゃん貨物車落下圧殺。隆子ちゃん、小学校5～6年生が中学1年まだなってなかったと思います。読谷の子供です。空から何か降ってくるわけです。ヘリコプターで落とされた。落下演習やってるわけです。だからこの隆子ちゃんは逃げていくと、風で追っかけてくるんです。逃げるに逃げられない。そんな状況の中で、これは私の妻がこの落下傘演習やっている飛行場のすぐ隣の、すぐその部落です。その住民ですから、子供のときに焼きついているそうです。大変です。

宮森小学校のジェット機墜落。これは117名、死傷者。石川ジェット機、これはこの前沖国大に、あれはあそこで授業中じゃないから、不幸中の幸いといったらよくないですが、あんな事件は被害が出なくても、ないほうがいいです。石川の場合は授業中だったんです。大変だったそうです。今回は記念館つくったそうですが、そういったものも見に行かれた

らいいと思います。

今日までの交通事故、少女暴行事件、沖縄国際大学普天間ヘリコプター墜落と、きりが
ない。人殺し戦争の演習事故は核模擬爆弾投下演習的地域外への誤射。これは伊江島であ
ったんです。核模擬爆弾を、今でもどこかでやっている。核模擬爆弾を伊江島で演習をや
って、それがどこかにはぐれた。そんなことです。

それから、ウラン弾誤射。これはごく最近です。実弾射撃演習弾の基地外跳弾誤射・国、
県、部落道山林ダム空海域等全土自由使用演習による諸大迷惑行為、その他諸々である。
人身被害など、人権侵害犯罪も種々雑多である。事件が起こると綱紀肅正という。何回も
聞かされています。もう本当に何回も聞かされています。しかし、絶対に守らない。犯罪
は尽きません。ごく最近も、交通事故その他あります。絶対に守らない。口はいいこと言
いますが、軍隊は占領軍ですから、絶対に守らない。だから、我々は我々自身で守るほか
ない。今の政府、このままだったら頼りにならない。

6.米軍占領初期の武力強奪による米軍基地建設時代。県民の島ぐるみ土地接收反対闘
争によって、この後新しい基地つくっていませんから。よく防衛施設局、肝に銘じてくだ
さいよ。今度やったらあなた方も大変になる。私は断言する。これは脅迫でもなんでもな
い。本能的に自分を守ります。米軍占領初期の武力強奪による米軍基地建設時代、県民は
島ぐるみ土地接收の反対闘争によって、①一括払いに反対、②新規土地接收反対、③適正
補償、④適正損害賠償、この4原則を貫徹することができ、以後、新基地建設は米占領軍
死刑法である集成刑法をはじめとする布令布告・弁務官資金による買弁者の懐柔、裏切り
があっても、不法不当な弾圧を跳ね返し、新基地は建設させなかった。反戦地主は戦争の
ため土地は一坪たりとも使わさないと言う。

1972年5月15日、祖国日本復帰の日である。ものすごい運動をして、やっと日本に返っ
た。私も先頭に立って頑張った。ここにいる人はみんなそうだと思います。こういうとき
も裏切り者はいたんですが、今回のこの土地問題、軍用地接收ではいるようです。

祖国日本復帰の日である。県民の期待とは裏腹に、その日は記念日にならず、屈辱の日
と呼ばれ、毎年基地のない沖縄を願って、全国津々浦々から沖縄に結集した老若男女たち
が、県民を先頭に全島くまなく5・15行進を行うのである。復帰後は、法の名において幾
度となく強制使用裁決が出され、法の仮面をかぶって、財産権、人権の侵害が行われ続け
ている。これをやってきたのが、次に書いてある。

沖縄県収用委員会は、血まみれた米軍基地に土地を提供する汚濁の歴史を続けるのか。

収用委員会の良心をまちたい。安保を是認するとしても、憲法の法の下での平等は等しく全国民が享受すべきものである。他府県人が米軍基地は嫌だという。それは当然だと思う。基地負担を私たちはしている。本土の人がこんな米軍基地は要りませんよというのは、よく理解できます。しかし、日本国憲法がこの1件だけでも死んでしまいます。だから、日本、沖縄駐留全米軍の撤退運動を全国的な壮大な規模で展開しようではないか。

もうここまでくると、これヤマトに移籍しなさいということできないわけです。ヤマトと沖縄のけんかじゃないです。本来、ヤマトと沖縄が手を取り合って、もう沖縄の基地も本土の基地も要りませんよ、どうぞワシントン、ニューヨークに持って行ってください。そう今後はなっていくと私は期待をしています。前進、前進、スクラム前進だ。お互いに個を確立し、堅固な連帯を組織しようではないか。

7. 沖縄県収用委員会の皆様、新基地建設反対の意思表示を、裁決申請却下で示してください。強制使用裁決を限りなく続けるのは、法の番人たる収用委員の屈辱です。當真会長、はじめの言葉でおっしゃいました。法の下に平等、中立・公平にする。国と僕たちでは権力は向こうが強い、強い権力には弱く、権力のない我々には強くはいけません。我々には一緒に手も貸すから、このような権力はちょっとへこまそう。ちょっとでいいです。裁決しない。そうでなければずるずると、どっちにも決めない。とにかく良心を発揮してください。當真さんというからには、これ見ると、みんなウチナーンチュです。みんなウチナーンチュです。私が見る限り。私もウチナーンチュです。土人です。アメリカ人から言わすと、僕なんかは土人だった。あれが白人。私は黄色人種、土人。しかし、本土の日本人ここにありますね。本土の日本人と沖縄の日本人はどう違うのかな。沖縄差別を今回、この基地対応でやっているわけです。本土の人間は偉くて、宜保幸男を含むウチナーンチュは差別の対象。こんなことが実際に通る。憲法の法の下での平等。これをきちんとやってもらわんといかんです。

結論部分に入りますが、ちょっと繰り返しになりますが、沖縄県収用委員会の皆様、新基地建設反対の意思表示を裁決申請却下で示してください。強制使用裁決を限りなく続けるのは、法の番人たる収用委員の屈辱です。このあたりで良心の声を、勇気を奮って発声してください。今、鳩山連立政権は総選挙の公約を破って、普天間飛行場の県内移設を強行しようとしています。県出身買弁代議士、名前を伏せましたが、これは公然の秘密です。大変な代議士、政治家がいるものだと思う。まあしかし、いつの世にもこういう裏切り者は金欲しさで出てきます。

キャンプ・シュワブ陸上案ですね、中部常連買弁財界人、この人も毎回顔が出てきます。基地をつくるという。ハワイとビーチのところにつくりなさいと。いつも出てきます。中部のボスです。そして、今回は何か議員を使ってやっているようです。ヤマトに行き来しながら、防衛大臣がお金を出して、呼んで、4～5人の地方議員も行って、チョコチョコ何かやっている。こんな陰謀はやるならやったらいい。絶対に許さない。弾劾する。私は体を張りますよ。いいですね、体を張る。これが不法行為だと言われようが。皆さんが不法不当に沖縄を取り扱うなら、ヤマトのものと全く同じに扱いなさい。そしたら文句言いません。基地のないヤマトをよく見て。0.6%の面積しかない沖縄に、何で占用基地が75%もある。だから土地の面積だけやったらいいんです。本土の面積と沖縄の面積を比較して。それ残せば、その分は売ってしまう。私の家につくっても結構です。大体あそこも計算してみたら、読谷にある、今度返すとか何とか言った、小さな基地があります。それだけです。沖縄が仮に平等だから引き受けなさいといわれる面積は、ちょっぴり。あれは200～300㎡あるかな。とにかくちょっぴりでした。だから、そのあたり、皆さん考えてほしいと思います。

最後にまいります、今、普天間基地の危険の除去が先決だと。危険の除去は基地をどこかに持って行けば、すぐなくなるんです。それはすぐは持って行けない、物があるから。全部、機能をストップすればいい。閉鎖状態にすれば、それで終わり。その後、ゆっくり片付ければいいんです。物っていうのはそういうものです。だから、簡単なんです、基地を整理するというのは。そのままにしておけばいい。だから、そういうことで、普天間飛行場の県内移設を今、強行しようとしているが、そういうことは絶対許さんよと。

これは結論部分にいきますが、危険の除去、これは当然です。県外移設、平等負担で当然です。

①県民はこの策動は絶対に許さない。鳩山連立政権と県内買弁者たちも弾劾する。弾劾は言葉どおり実行されます。

②米軍基地・安保条約・地位協定は、諸悪の根源である。直ちに撤去、撤退せよ。

③日本・沖縄駐留全米軍は撤退せよ。皆さんがぐずぐず言うんだったら、今後、全米軍を対象に撤退運動始めますよ。宣伝しておく。これはみんなの意思というより私の固い意思だ。もう古い先短いですから。皆さんが私をいじめたって、私は古い先短いんだよ。いくらでもやる。牢屋に入れるなら牢屋に入れて。長い沖縄の、米軍や日本政府の暴虐の歴史の中で、戦い、戦い、戦い、14～15の子供のときからやられ、やられ、やられながら、

今まで頑張っている。だから、絶対後ろに引かない。平和を守るために命をかける。

④沖縄県収用委員会は、普天間飛行場の強制使用の裁決を却下してください。

⑤県民のチムグクル、これ肝心っていい言葉ですね。肝心というのは非常に大事なことです。肝心要。沖縄ではチムグクル。いい言葉がありますよ、チムグクルと肝心。一致しています。ヤマトの人いるかな。偉い様は防衛大臣がヤマトの人でしたね。ただ、上級官僚は、私は今までのけんかを見ていると、人間じゃないね。率直に人でなし。あの言葉の弄び方。もっときちんと誠意を込めて、言葉は使わないと。子供たちが真似する。私は40年有余、子供とずっとつき合ってきたので、こんなひどい言葉は使わないです。私も怒ると相当短気者ですが、あんなに人をばかにした、本当に人の心を弄ぶ。あっちに飛ばしたり、こっちに飛ばしたり、そんなようなものは絶対に許さない。それ以上に今度は物理的に、何で沖縄に基地を置かないといけないのか。これも許されない。いいですね、みんな許されない。だから、前にいる方も、私も、みんなも、そこに座っている方も、人間のチムグクルを大事にして、おつき合いしましょう。

私は、施設局にも私の教え子もいまして、何十年教員していますから。その方が私のところへ来て、印鑑を押せと言いました。印鑑押しませんでした。仕方がないです。人間つき合い、みんな島人同士ですから。このあたりの人間関係をまた利用する権力はいけません。人間関係を利用しながら、うまい具合にやっている。

それからもう1つは、お金だとか、何とか、酒だとか、人間の劣情をくすぐって、お下劣な感情、これをくすぐって、人を騙し騙し。今一番大きな騙しのテクニックは何ですか。再編交付金です。何ですか、再編交付金。断ったらこない。岩国の例があるでしょう。

そういうことですから、とにかくここにいる人全部は、私は人間のチムグクルと一緒に持ち合えると思っています。そういう確信をもって演説でございましたが、終わります。どうも、拍手してください。

(拍手)

○当真会長　ありがとうございました。宜保さんの意見陳述でしたね。

それでは、次に求釈明に移りたいと思いますが、求釈明はどなたか予定の方がいらっしゃいますか。

では、まずお名前を言ってから、釈明をお願いします。

茂野さんでしたか、茂野さんのこの釈明の書面での釈明事項以外での事項ということになりますか。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) 関連してという形ですが、前回の求釈明で説明受けた内容を受けてという話になるんですが、よろしいですか。

○当真会長 それで、防衛局の回答をしてもらった上で、してもらおうとか、その先はどうなるか。回答を聞いてみたいと思いますが。

では、どうぞ。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) 茂野です。前回、求釈明で私に対する過去の2回の訪問というものが一応確認されたんですけども、特に2回目の訪問が、損失補償の支払いについてだったということは私も知りませんで、びっくりしたというところでありま

す。
それを受けて、さらに、やはりその説明を受けて、那覇防衛局が基本だというふうに言っている、地権者に対する合意の努力ということについて、どうも納得がいかないので、質問させていただきたいわけです。

まず、ほかに長嶺さんや城間さんから質問があった件とも重なるわけですけども、結局、過去の2回の訪問のうち、最初の1回がまず契約の意思があるかないかを数十秒で確認するというものであって、2回目については、なぜ来たのかよくわからないんですけども、損失補償を支払うためにわざわざ訪問されたということなのですが、やはりこの理由がよくわからないわけです。最初の訪問があつてから既に十数年たつわけですけど、最初の訪問があつてから、合意の努力をまずしない理由について、まず最初に確認のためにお聞きしたいと思います。

なぜ最初に1回訪問があつてから、その1回の訪問の数十秒がどういう意味があつたのかよくわからないんですが、まず、最初に1回、一言だけ意思確認をして、まず意思確認をする必要があつたということについても、見解と、どういう根拠でそういうことをしたのかということの説明。それから、その後ずっとそれはしなくなったということ。それから、つい最近、1回わざわざ、損失補償の支払いについてわざわざ訪問されたということについて、その理由についてちょっとお伺いしたいと思っています。

○当真会長 防衛局、答えできますか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 茂野さんのご質問、1回目説得に来たと。2回目は補償金支払いですと。それで、基本的に地主の方たちの契約説得が基本であるにもかかわらず、1回以降今日までなぜ来ないのかという理解でよろしいでしょうか。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) 違います。それぞれどういう位置づけで行われた

かを、そちら側の位置づけを聞きたいんです。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 茂野さんのご質問で、局は、事実関係を申し上げさせていただきますが、茂野さんから提出されましたその使用認定申請に対します意見書には、当局職員が茂野さんのお宅をお訪ねした平成9年(1997年)及び2005年(平成17年)と記載をされてございます。2005年の訪問につきましてですが、茂野さんが意見書に記載しているとおりに、使用裁決に基づく補償金の支払いを行ったものでございます。平成9年(1997年)の場合でございますが、そのところはよく承知をしておりますが、平成8年(1996年)に契約の意思の確認をさせていただくために、訪問をさせていただいたことがございます。そこで、1996年に当局職員が茂野さんのお宅を訪問をさせていただいて、茂野さんが所有いたしております米軍施設の用地につきまして、賃貸借をいただけないでしょうかと、こうお尋ねいたしまして、しかし、残念ながら我々が組織として取り組んでいるというようなこと、それは契約する状況じゃないというような意思の確認をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) その最初のもので1つ疑問に思ったのは、遠くはるばるわざわざ2人もお越しいただいて、説得というよりは確かに意思確認をしにいらしたんですね。とにかく、「契約の意思はありますか」ということで、「いや、拒否したいです」というふうに言ったら、「そうですか」と言って、すぐ2人ともお帰りになってですね。ということは、意思確認ですよ、間違いありません。これは意思確認のために来たのであって、説得のためではないですよ。

私の記憶が多分間違っている。91年のときというのは多分96年のことだと思うんですけども。96年にその時点で契約の意思がないということを確認されたということですね。それ以降、確認の必要はないというふうなことになったと思うんですけども、その一言だけ聞けば、あとはずっと確認しなくてもいいと判断した理由は何でしょうか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 茂野さんがおっしゃいました、平成8年と我々は考えていますが、平成8年度以降に契約するときに、ちゃんとまわるといいますか、契約するところに来ないのはどうしてかというご質問で。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) そうですね、理由は何か、はい。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 結局、交渉といいますか、茂野さんの意思を確認させていただいて、契約の合意が得られなかったということが一番大きな理由ではございます。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) ということは、私とその土地の権利者になって、

最初の1回は確認する必要があったけれども、それ以降は、十何年間、何年たっても基本的には確認をする必要はないというふうな判断で対応していらっしゃるということで、そういうことがいわゆる、防衛局が言っているところの「地権者に対する合意の努力」ということにあたるのでしょうか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) すみません、茂野さん、再度、確認させてください。平成8年度以降、任意交渉といたしますか、すべて局といたしまして回らせていただいたという気持ちでございますが、それ以降、一坪共有地主の皆様方に対し、その任意交渉というのをしなかった理由は何かと。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) いや、そうは言っていません。私に対してです。一坪共有地主、例えばそれは、茂野という人間が一坪地主であるというふうなことを判断して、それが理由だというなら、そういうふうにお答えくださいますか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 茂野さんが一坪共有地主の方でありますということで、ちょっとご説明させてください。

当局としましては、先ほど茂野さんがおっしゃってございますように、土地所有者の方々との合意によりまして、賃貸借契約を締結させていただいて、使用することを基本といたしております。

平成8年度は、基地に反対されている地主の方々、それから一坪共有地主の皆様、すべての方々に対しまして、賃貸借契約に関する意思を確認するために、任意交渉を行いました。そして契約の合意が得られた方というのは、ごくわずかでありました。それがわかりました。

一方、先生方大変恐縮でございますが、民法第252条、共有物の管理によりますれば、共有持ち分の過半数の同意があれば、賃貸借契約は可能でありますけれども、同法第602条、これは短期賃貸借の期間を超えた賃貸借契約については、同法の第251条の処分行為に相当するとされておりますことから、共有者全員の同意が必要となってまいります。

当局は、駐留軍用地の賃貸借契約の期間、これは原則として民法第604条の規定に基づきます20年といたしております。宜野湾市宇大謝名東原994番2の土地につきまして、賃貸借契約期間は長期と考えてございまして、仮にこの賃貸借契約期間が5年という短期の管理行為であったといたしましても、共有持ち分の過半数の同意が必要でありますことを踏まえすと、平成8年度に行った任意交渉の結果、共有持ち分取得に至る経緯などからいたしまして、客観的に見て、少なくとも共有持ち分の過半数の使用についての合意が得

られる見込みがないと判断をさせていただきますして、平成8年度以降の任意交渉は行って
いないわけでございます。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) では、確認のためにもう一度言わせていただきま
す。つまり、私の任意交渉というのがそれ以降になくなったというのは、私のもっている
土地が、10㎡の土地を600人くらいで共有しているという、その規模の問題ですか。

つまり、300人以上説得するというのは客観的に無理だろうという判断からということ
でしょうか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) このところは、普天間の東原でございますと、67㎡に
776名の方がいらっしゃいまして、やはり共有特性と申しますか、そういうものがござい
ます。それは自分たちはずっといろいろ見させていただいておりまして、過半数というも
のもございます。ですから、そのところはまた客観的に見させていただいて、こうい
うふう判断をさせていただいているところでございます。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) そうですね、10坪そこそこですから67㎡くらいで
すね。いずれにせよ、この土地の共有者が多くて、やはり過半数説得するというのが現実
的ではないという考え方から、この土地に関する人については、任意交渉はきついなとい
う判断かなというふうに、もう一度お伺いしますので、そういうふうに関こえるので、も
う一度確認していいですか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 茂野さん、これは決して我々がそういうことでやってい
ることではございません。繰り返して恐縮でございます。従来から当局といたしましては、
土地所有者の皆様方との合意により賃貸借契約というものを締結をさせていただいて、使
用させていただくことが、これは基本であり、望ましいと考えております。

しかし、一坪共有地主の、そういうことで皆様を除かさせていただいたその土地所有者
の方々につきましては、賃貸借契約をお願いするところでございます。一方、一坪共有地
主の方々には、その一坪共有地の、共有持ち分取得に至る経緯及び共有地の特性等から、客
観的に見させていただいて、賃貸借契約の合意が得られる見込みはないと判断をさせてい
ただいたものでございまして、このことにつきましては、平成17年7月7日の収用委員会
の裁決におきまして、一坪共有地の所有者は、基地提供に反対して、共有持ち分等を取
得しているところ、共有持ち分取得に至る経緯及び共有地の土地所有形態に照らしたときは、
客観的に見て、一坪共有地の所有者との合意による土地使用は不可能な状況にあると認め
られ、任意交渉をしなかったからといって、直ちに本件裁決申請を違法とする瑕疵あると

言えないとの判断がなされておりますことからいたしましても、このようにさせていただいていることがございます。以上でございます。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) すみません、何度も。そうすると、僕は一坪共有者だという判断だったということなんですけれども、防衛局による一坪共有者だという、一坪地主だという判断の根拠ですが、これは持っている土地によってなされますか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 茂野さんおっしゃいました一坪地主の皆さん、一坪反戦地主会といたしまして、土地を決めて、その土地を多数の方が共有なさせて頂いて、活動をされていると承知をいたしております。したがって、一坪反戦地主会、その土地を共有されていた方、そしてそのものの土地そのもの、これは登記簿で確認をいたしてございます。

○照屋秀伝(土地所有者) 一坪反戦地主がやっているというの？

○赤嶺邦男代理人(起業者側) はい。個々、個人でございます。

○当真会長 何かありますか。

よろしいですか。

休憩を入れたいと思いますが。

○城間優(土地所有者) 今の関係で一言。

○当真会長 手短にお願いできますか。

○城間優(土地所有者) 前回の第2回公開審理のときに、最後のほうで、今の関連について、一坪反戦地主会と、あるいは一坪共有地主会の皆さんがやっている人たちに、どういう手続きがとられてきたのか。あるいは共有地主が亡くなった後に、どのような手続きがとられてきたか、その経緯についての求釈明をもう1回文書を出してやりましょうということを行ったんですが。今の普天間の基地以外に、私たちは嘉手納の基地を共有しております。これは普天間の基地よりも前に嘉手納の基地を共有してやってきた経緯がありますので、歴史は裁決の歴史も、向こうのほうは何回か古いです。そういうことがありますので、嘉手納のほうの審理のときに、もう一度向こうのほうでやったほうが、事ははっきりすると思います。嘉手納のところで求釈明をしていきたいと思っておりますので、そういう取り扱いをしていただきますでしょうか。

○当真会長 はい、わかりました。

それでは、できれば書面で、前回も出していただきましたけれども、書面で出していたら、一定期間前に、一月前ぐらいに出していただければ、防衛局のほうに渡して、準備をしていただきたいと思いますので、書面でお願いいたします。

さて、休憩をとりたいと思いますので、今、2時40分になりますから、15分ぐらい休憩を入れますので、2時55分から再開したいと思います。それと1点、土地所有者の代理人の弁護士の先生方は、次回期日の日程調整をしたいと思いますので、控え室のほうにおいていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、2時55分まで休憩いたします。

(午後2時41分 休憩)

(午後2時56分 再開)

○当真会長 それでは、再開いたします。

当初ご説明したとおり、引き続き地権者の求釈明に移りたいと思いますが、これまでの釈明の申立書の中で、最初に提出されております2009年6月9日付けの申立書の3番、第1の3からの予定であります。まずは地権者のほうから釈明の陳述をお願いいたします。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 地主代理人の仲山と申します。私のほうから、今、会長が申しあげました2009年6月9日付けの求釈明申立書、これの3～5、それについてまとめて求釈明をさせていただきます。

まず、防衛局の出した理由説明申請分の説明書の中に、「日米安全保障体制は、我が国を含むアジア太平洋地域の平和と安定を確保するために必要不可欠な枠組みとして機能している」という文言がございます。それとの関係で求釈明をさせていただきますが、アジア太平洋地域の平和と安定を確保するために機能しているということなんですが、具体的にどういうことがアジア太平洋地域の平和と安定に機能しているのか、具体的に教えていただきたいんですが、よろしくお願いします。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 防衛局の赤嶺でございます。今、求釈明1の3、仲山さんのほうから、我が国を含むアジア太平洋地域の平和と安定を確保するために、日米安全保障体制以外にどのような枠組みが考えられるのか。その日米安保体制のみが唯一のものと判断していいのかということの回答ということですのでよろしいでしょうか。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 求釈明の申立書には、今おっしゃったことは書かれていますが、私が申しあげたのは、その前提として、アジア太平洋地域の平和と安定を確保するために機能していると。だから、そこで言うアジア太平洋地域の平和と安定の中身を、具体的に教えていただきたいということです。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) まず、我が国は憲法の下で進めております防衛政策、これは昭和32年5月に国防会議及び閣議で決定されました国防の基本方針にその基礎を置い

でございます。国防の基本方針は、まず国際協調など平和への努力の推進と、民政安定などによる安全保障基盤の確立、次いで効率的な防衛力の整備と日米安全保障体制を基調とすることを基本方針と掲げてございます。

この日米安保体制は、日米安全保障条約を基調とするものでございまして、我が国の安全に対する直接的な貢献、我が国周辺地域の平和の安定と維持への貢献という役割を果たしてきておりまして、さらに日米関係の中核をなすものとともに、我が国の幅広い外交関係の基盤ともなっているものでございます。

平和と安定のため、その日米安全保障条約第5条では、我が国に対する武力攻撃があった場合に、日米両国が共同して対処することを定めてございます。この米国の日本防衛義務に基づき、米国の強大な軍事力による抑止力を我が国の安全保障のために機能させることで、自らの適切な防衛力の保持と合わせて隙間のない体制を構築し、我が国の安全を確保していくものでございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 今、抽象的に述べられたんですが、そういう基本方針を前提として、じゃあ具体的に日米安全保障体制が、平和と安定のために、具体的にどういうことが、日米安全保障体制のどういうところが具体的に平和と安定のために機能しているのかということを私は聞きたいです。

今のお話ですと、我が国の抑止力とか周辺地域のために貢献しているという話がありましたが、日米安全保障体制があること自体が抑止力で、それが平和と安定に機能しているという趣旨なんでしょうか。

第5条の話が出ましたが、安保条約の第5条は具体的な武力攻撃があった場合の話ですよ。これまで、まだ武力攻撃はないですよ。だから第5条の問題ではないですよ。それとの関係で、私は具体的にお聞きしているんです。それをお答えください。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 具体的にというお話でございます。例えば、相手国、自衛隊のみならず米軍とも直接対決することとなるわけでございます。仮にそういう行為を行う場合でございますが、その在日米軍は我が国に対する武力攻撃を未然に防ぐ抑止力とも機能をしております。さらに米軍の我が国防衛のための行動は、在日米軍のみならず適時の兵力の来援によってもなされます。在日米軍はそのような米軍の来援のための基礎ともなっているものでございます。以上でございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 今、在日米軍が抑止力の役割を果たしているということですが、今言われたのは相手国と言いましたね。具体的に相手国というのはどちらな

んですか。どこの国からに対する抑止力なんですか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 特に、そこは相手国があってはならないと思います。そのための国防の努力であろうと思っております。そういうふうなことで、いろいろな国防の努力、これは各機関のそれぞれの努力が最も大事であろうというふうに思っております。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) といいますと、今のお話ですと、具体的に仮想敵国はないと。ないけれども、抑止力が必要だということなんですか。今、相手国はないとおっしゃいましたね。要するに、存在しないものに対して抑止力を行使しようということなんですか、この安保条約は。そのために、本県の土地を必要とするんですか。

私が今お聞きしたいのは、その抑止力というのは存在するのか。抑止力というのは敵の攻撃に対する抑止力ですから、敵の攻撃は存在するという前提なのか前提じゃないのか。前提だとすれば、敵はどこなのか、攻撃力は。そのあたりをはっきりさせてください。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 今、当然、仮想敵国なる相手国というものはないほうがよいわけでございます。それで、常に備えというものが必要でございます。それは、その備えによって、いろんな国、それもあいまって国際協調というふうになってきて、平和の安定に結びつくものというふうに考えてございます。そのための日々の努力であろうかと思えます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 国際協調というのであれば、仮想敵国ということはないんですよ、国際協調であれば。今おっしゃるのは、国際協調を前提としているのであれば、仮想敵国はないはずなんです。ないにもかかわらず、抽象的に抑止力のために、安全保障体制が抑止力を有しているというふうに言われるわけですね。そういうご理解でよろしいですか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 今おっしゃいましたように、仮想敵国、これは真の安全保障、それは仮想敵国を求めるというのではなくて、敵をつくらぬ努力であろうかと思えます。この平和と安全及び独立、これはますます相互関係を深めております国際社会の現状、これを踏まえて自らの防衛力とともに、外交努力、同盟国との協力など、様々な施策を総合的に講じることで初めて確保できるものでございます。特に、資源の海外依存度が高く、自由貿易に発展と反映の基盤を置く我が国にとっては、国際社会の平和と協調の意義が極めて重要でございます。

このため、我が国は日米同盟関係をはじめとする二国間の協力関係を強化しつつ、アジ

ア太平洋地域での地域的協力や国連への協力などを積極的に進めまして、相互理解と信頼関係の増進などを図っています。しかし、国際社会の現実を見ますれば、これらの非軍事的手段による努力のみでは、必ずしも外部からの侵略を未然に防止できず、また、万一侵略を受けた場合に、これを廃除することもできないため、国の安全を確保することは困難でございます。このため、政府は防衛力の適正な整備を進めますとともに、日米安全保障体制を堅持し、その信頼性を向上させて、隙間のない防衛体制をとっているところでございます。以上でございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 今、ようやく出てきましたが、外部からの侵略を未然に防止するために、安全保障体制が必要だという話でしたね。ここで言う外部からの侵略ということは、具体的にどこを意味するのでしょうか。それとの関係で、先ほど昭和32年(1957年)の国防の基本方針が述べられました。これが現在でも、その昭和32年の国防の基本方針が現在でも安保体制を成り立たせている根拠になっているのでしょうか。外国からの侵略ということをおっしゃったんですが、それが先ほど言われた昭和32年の国防の基本方針との絡みで出ていると思うんですが、そういうことでご理解して間違いはないのでしょうか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) はい、結構でございます。そのとおりでございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 昭和32年の国防の基本方針は、ソ連を仮想敵国として、それを前提として安保条約がつけられました。しかし、1991年にソ連が崩壊をし、その後、昭和32年の国防の基本方針は根本からその前提事実が覆っているはずであります。それにもかかわらず、今の昭和32年の国防の基本方針を前提として、安保条約が今でも生きています。ソ連を仮想敵国と見ていると。その前提に現在の安保条約が機能しているということのご理解でよろしいでしょうか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 先ほど先生は、その当時というものはソ連というものを念頭に置いての国防の基本方針を立てるということをおっしゃっていると思います。しかし、そこは、今でもその国防の、繰り返して恐縮ですが、方針は変わってございません。日米安保体制は、安全保障条約を基調とするものでございます。我が国の安全に対する直接的な貢献、我が国周辺地域の平和と安定の維持への貢献という役割を果たしてきております。そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 昭和32年の国防の基本方針と変わらないということでしたから、現在でもソ連を仮想敵国として安保条約は機能しているというご理解でよろしいですね。そして、それが政府の基本方針だということでご理解してよろしいですね。

明確にお答えください。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 平成8年4月に発表されました日米安全保障共同宣言が
ございます。日本の防衛のための最も効果的な枠組みは、自衛隊の適切な防衛能力と日米
安保体制の組み合わせに基づいた日米両国間の緊密な防衛協力でございます。日米安保
条約に基づいた米国の抑止力は、引き続き日本の安全保障のよりどころであることが改め
て確認をされてございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 今、平成8年4月の安保共同宣言と言われたんです
が、それは橋本・クリントン共同声明のことですよね。その中で、実は初めてアジア太平
洋地域というのが出てくるんです。安保条約は第6条において、その目的として、日本国
の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することを目的と
されています。

先ほど、赤嶺部長がおっしゃいました、日本国及びその周辺地域の平和と安定というの
は極東のことなんです。安保条約は条約です。それを変更されて改正されたという例はあ
りません、国会において。改正には批准が必要です。それにもかかわらず、平成8年の共
同宣言では、アジア太平洋地域という言葉が出てきています。それとの絡みで、現在、皆
さんの申請書にもそのことが出ていていると思うんです。

本来、安保条約はアジア太平洋地域の平和と安定とは関係ないですよ。その機能は、
日本と極東の平和と安全のために機能するものが安保条約であって、それを超える地域の
目的とは何ら関係ないですよ。

安保条約第6条との関係で、なぜアジア太平洋地域の平和と安定が出てくるのか、お答
えください。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 日米安全保障条約第6条の極東の範囲ということござ
いますでしょうか。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 私があえて言うまでもないんで、私、言いませんで
したが、安保条約が締結されるときに、地域的限定を設けないと非常におかしくなる、際
限なく広がると。そういうことから、安保条約第6条で地域的限定を設けています。その
中で、日本及び極東という言葉が出てきたわけです。

政府の統一見解によれば、極東とはフィリピン以北並びに日本及びその周辺地域で、韓
国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれているというのが政府の基本方針であ
りまして、極東の平和と安全に寄与するということが日本の平和と安全と裏腹になってい

るということから極東条項が入ったわけです。

そういう意味では、あくまでも安保条約の目的は日本の平和、その限定としての極東、それが目的であって、アジア太平洋地域とは何ら関係ないはずなんです。それにもかかわらず、なぜ本収用あれにおいて、アジア太平洋地域の平和と安定が安保条約の基本的な枠組みとして機能していると、どういう関係があるんですか。そのために、地主側の土地を強制使用とするわけですから、目的外の使用にあたるんじゃないかという観点で、私はお聞きしているんです。

それとも、1960年の、先ほど述べた、極東における政府の統一見解が変更されたのでしょうか。私は変更されたということは聞いておりませんが、私の勉強不足で知らないだけなのか。変更されたなら変更されたということでお答えください。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 6条の極東の範囲ということでございます。安保条約上の極東ということにつきましては、日米両国が平和と安全の維持に共通の関心を有している区域であります。この意味で、実際問題として両国共通の関心の的となる極東の区域は、この条約に関する限り、在日米軍が日本の施設及び区域を使用して、武力攻撃に対する防衛に寄与し得る区域であります。そのかかる区域については、大体においてフィリピン以北並びに日本及びその周辺の区域ということである。これが政府の統一見解で示されてございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 極東の範囲については、私たちと皆さんとは違いはないんです。それにもかかわらず、しかもそれが安保条約の基本的な目的だということについても違いはないんです、今のお話ですと。それにもかかわらず、なぜ日本には極東を超えたアジア太平洋地域の平和と安定ということが出てくるんですかということをおは先ほどから求釈明しているわけです。それについてのお答えがないんです。お答えください。

(「中東まで極東ですか」と言う者あり)

○當真会長 双方お願いしますが、会長の指名を受けて発言をお願いします。

では、防衛局、お願いします。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和、安全の維持に寄与するため合衆国はその陸軍、海軍、空軍、日本において施設及び使用を許される。このものを実施するために特措法、国内法が整備をされて、それに基づいて使用申請させてい

ただいている。

今、おっしゃるのは、このフィリピン以北という政府統一見解というのがございますけれども、それを超えていつているんじゃないかというご質問ですか。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) では、ここで言うアジア太平洋地域というのはどこを言っているんですか。おたくのおっしゃっている申請書で明確に記載されていますよね、アジア太平洋地域。これと極東とはどう違うんですか。極東というのはアジアのごく一部でしょう。アジアというのは中東も含まれますよね。太平洋ですから、アメリカの西海岸まで含まれますよね。それと安保とどういう関係があるんですかと聞いているんです。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) (返答なし)

○仲山忠克代理人(土地所有者側) そんなに答えることもできないような理由で、県民の土地を強制使用するんですか。しかも自分たちが書いた書面ですよ。日本語で答えてください。答えができなければ、答え不能だと答えてください。

会長、答えられなければ、次回、明確に検討して答えていただけませんか。時間の浪費です。

○当真会長 防衛局、どういたしましょうか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 大変、アジアといたらずっと広いよと。イラク、極東まで行くよというお話でございまして、これは極東が先ほど私申しましたように、安保条約ということをお願いしましたが、合衆国軍隊の運用詳細、例えばイラクに行きますとかありますが、イラクにおけるものも含め、運用のかかわることとございまして、承知する立場には実はないんですが、その上で述べさせていただきますと、合衆国軍隊が日米安全保障条約第6条の規定に基づき、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、我が国において施設及び区域を使用することを許されているものでありますが、合衆国軍隊が運用上の都合により我が国に駐留する部隊を他の地域に移動させることについては、同条約上問題ないという政府見解でございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) ちょっと待ってください。今のものは政府の正式見解でよろしいですか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 国会における質問趣意書に対する答弁でございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) ということは、安保条約は日本及び極東の平和と安全のために目的をしているけれども、そのために陸海空軍の基地として日本政府は提供する。しかし、一たん提供された土地を米軍が安保条約の目的を超えて使っていたとしても、

何ら問題はないというのが政府の見解ですか。そういうふうにお伺いしてよろしいでしょうか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) これは非常に大事な話でございますので、すみません、また持ち帰らせていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 私はそれで構わないんですが、ただいまはっきり申し上げたいのは、今回の強制使用の根幹に関わることも、持ち帰って回答しなければならぬぐらいわからないと。そういう不明確な理由で私たち地主の土地を強制使用という、それが許されるんですか。皆さん、それでいいんですか。

それとの関係で、関連しますけれども、例えばイラク中東あたりに、沖縄からたくさん海兵隊が移動しました。私は皆さんの言うアジア太平洋地域の平和と安定というのは、イラク戦争に参加したことを言っているんじゃないかというふうに読んでいるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 繰り返して恐縮ですが、条約第6条は、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び維持に寄与するため、アメリカ合衆国はその陸軍、空軍、海軍が日本国において施設及び使用することを許されるということでございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 安保条約の第6条は、何度も大昔に読んでいるんですが、そうなんです。だからこれはあくまでも、日本国と極東における国際の平和のために施設及び区域の使用が許されているんです。限定されているんです、目的が。だから私は、アジア太平洋地域の平和と安定のために強制使用されるということであれば、それは目的外じゃないかと。そのことをお聞きしているわけなんです。それと、そういう意味で、皆さんの書かれたアジア太平洋地域と極東とはどういう関係なのかということをお先ほどから求釈明しているんですが、お答えができないということですので、次回までお待ちします。お答えしますか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) その日米安全保障体制は、我が国の防衛の柱でございます。同体制を基盤とします日米同盟、日本のみならずアジア太平洋地域の平和と安全のために不可欠な基礎をなすものでございます。さらに、同盟に基づく日米間の緊密な協力関係は、世界における多くの安全保障上の困難な課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしてございます。日米両国が共有します基本的人権、自由、民主主義及び法の支配といった基本的な価値を国際社会において促進する上で、この同盟関係はますます重要に

なっております、我が国として引き続き日米安保体制を維持強化していくことが必要であるというふうに考えてございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 今、防衛局が言われたように、日米安全体制が我が国の防衛の基本方針だということについては、それはわかります。皆さんの言う。ただし、その防衛というのは、今言ったように、地域的な限定を設けての基本方針であって、それを超えての防衛じゃないんです。しかも、基地の提供はそれに限定されてないです。今おっしゃいました法の支配とありました。法の支配というのであれば、安保条約に忠実に運用するのが法の支配です。私は安保条約そのものは違憲だと思っておりますが、仮に皆さんの立場で合憲だとしても、安保条約に基づいた運用がなされるべきであって、これが法の支配です。アジア太平洋地域の平和と安定の確保のために日米同盟が果たすということであれば、これは法の支配を逸脱した運用じゃないですか。まさに皆さんの言う法の支配というのは、ご理解されないじゃないですか。そこを言っているんです、私は。

法の支配から逸脱した運用がなされて、そのために沖縄県民の土地が、反戦地主の土地が強制使用されているのかどうかということを問うているんです。条約を読み上げるだけでは意味がありません。このぐらいはわかっています。だって、皆さん自分で書かれたんですよ、アジア太平洋地域の安全と平和というのは。では、これについては次回お答えするということでもよろしいですね。

(「書き換えでしょう、申請を書き換えるんですか」と言う者あり)

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 繰り返して恐縮でございますが、第6条のお話もさせていただきます、そしてそれによって我が国の施設区域を使用することが許されていますということを申し上げさせていただきました。そして、イラクとかというふうな合衆国軍隊の運用によって、イラクにというふうなものというのは、そこは承知する立場にないわけでございますけれども、その上でお話させていただきますと、合衆国軍隊は日米安全保障条約第6条の規定に基づき、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、我が国において施設及び区域を使用することを許される。合衆国軍隊が運用上の都合によって我が国に駐留する部隊を他の地域に移動させることについては、同条約上問題ないと考えているということでございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 日本及び極東の平和と安全のために駐留することが許された合衆国軍隊、そのために国民の土地を強制使用することもできるという前提になっている。そして、そのために提供がされる。それにもかかわらず一たん提供されると、

米軍が日本及び極東とは全く関係のない地域に、それを事実上運用したとしても何ら問題は無いとおっしゃるわけですね。一たん提供した後、米軍がどのように目的外使用をしようと、それは全く問題は無いとおっしゃるわけですね。その点を明確にお答えください。それとも一たん提供すれば、目的外かどうか関係ないと、そこまでチェックをしないということでしょうか。自由に使うということでしょうか。

○**当真会長** 防衛局、あらかじめお聞きしますが、先ほど持ち帰って回答したいということでしたが、それはそういう方向ですか。それとも先ほどお答えしたところで回答ということですか。それも含めてちょっとお願いします。

○**赤嶺邦男代理人(起業者側)** 日米安保体制、この体制でございまして、地域諸国と米
国との間で構築されました同盟関係や、その他の国々との友好関係と相まって、その地域の平和安定の確保に重要な役割を果たしているというところでございまして。しかし、今いろいろとお答えその都度させていただいているのはございまして、求釈明という形でまたいただきまして、きちんとした対応をさせていただくということをお願いをしたいと思
います。

○**仲山忠克代理人(土地所有者側)** どういうことですか。私は求釈明していますよ、もう一度求釈明文書で出せということですか。出すつもりはありませんが、ちゃんとやっていますので。皆さんのほうで文書でお答えするということでしょうか。

○**赤嶺邦男代理人(起業者側)** 非常に話が大きゅうございまして、いろんな考え方がありまして、それに対してのものというのは、相当の議論が必要になろうかとは思
います。言わせていただきますと、いろいろと確かにおっしゃりたいこともわかりま
すが、今のお互いの話し合い、これは使用裁決の申請にあたっての添付書類ですとか、明
渡決裁申立の提出されます書類の記載すべき内容、これは関わりのない事項でございま
して、またその取用委員会が権利取得、裁決及び明渡裁決におきまして裁決しなければなら
ないとされている事項の、いずれにも該当しないものであるというふうに考えてございま
して、審理にはなじまないというふうに考えてございまして。

○**仲山忠克代理人(土地所有者側)** 今のあれですが、申請理由は使用裁決のためには必要ないとおっしゃっているわけですね、今の話は。それでいいんですか。申請理由なしに強制使用するということでしょうか。

そうであれば、公開審理自身が無意味ですね。公開審理は審理理由を前提としてされるわけでしょう。皆さんは公開審理そのものを否定するんですか。重大な発言ですよ、今

のは。お答えください。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 繰り返して恐縮ですが、その日米安保保障体制は、日米安全保障条約を基調とするものでございます。我が国の安全に対する直接的な貢献、我が国周辺地域の平和と安定の維持への貢献という役割を果たしてきておりまして、さらに日米関係の中核をなすとともに、我が国の幅広い外交関係の基盤となっているものでございます。よろしくお願ひしたいと存じます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 同じことを何度もやらなくても、そのぐらいわかります。

それで、会長どうされますか。文書で出していただくということで、先ほど申し上げていましたので、出していただけないでしょうか。

○當真会長 まずは、防衛局さんがどうされるかということをお判断していただくということになります。先ほど文書で回答したいという発言がありましたが、それはどうしますか。文書で出していただければという、出していただきたいという、今、要望がありました。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 仲山さんの、最初の求釈明事項の1の3からスタートしてございます。これのことについて説明をさせていただいて、いろいろご意見をいただいておりますので、そのことにつきまして求釈明という形でお願ひをしたいと思いますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○當真会長 防衛局のほうに確認しますが、既に出されている求釈明の申立書の1の3の以外の釈明と思われるので、再度、書面で釈明事項として出してもらいたいと、そういうことですか。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) はい、わかりました。じゃあ求釈明申立書に記載されているとおりの回答をまずお願ひします、これに対する。

○當真会長 では、既に出されている釈明の申立書の第1の3。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 5まで連続していいです。

○當真会長 ということですので、では3から5でお願ひします。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 1の3の関連でございます。繰り返して恐縮でございます。我が国が憲法の下で進めている防衛政策は、昭和32年5月に国防会議及び閣議で決定されました国防の基本方針にその基礎を置いており、国防の基本方針は、まず国際協調など平和への努力の推進と国政安定などによる安全保障基盤の確立を、次いで効率的な防衛

力の整備と日米安全保障体制を基調とすることを基本方針として掲げてございます。

この日米安全保障体制は、日米安全保障条約を基調とするものであり、我が国の安全に対する直接的な貢献、我が国周辺地域の平和と安定の維持への貢献という役割を果たしてきておりまして、さらに、日米関係の中核をなすとともに、我が国の幅広い外交関係の基盤ともなっているものでございます。

続けてよろしゅうございますでしょうか。今のが1の3でございます。

1の4、日米安全保障体制の中核をなすのは駐留軍だけなのか、それとも自衛隊も重要な役割を担っていると考えているのかということでございます。これにつきまして、平成8年4月に発表されました日米安全保障共同宣言において、日本の防衛のための最も効果的な枠組みは、自衛隊の適切な防衛能力と日米安全保障体制の組み合わせに基づいた日米両国間の緊密な防衛協力であることが確認されており、自衛隊も日米安保体制の重要な役割を担っているところであります。さらに、日米安全保障条約に基づいた米国の抑止力は、引き続き日本の安全保障のよりどころであることが改めて確認されたところでございます。

1の5でございます。駐留軍の活動基盤となる施設区域の範囲はどこで判断されているかということでございます。施設及び区域の提供については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく、施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項(エ)において、個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める日米合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない規定をされておりまして、この手続きによることとなります。

○中山忠克代理人(土地所有者側) 一応、3から5までお答えいただきました。ただ、これの中に非常に重要な問題がいくつか入っておりますので、こちらのほうはもう一度訳文をいただいて、それに基づいてさらに求釈明をさせていただきたいと思っております。

それと、先ほどの件について、アジア太平洋地域については文書で出せということで、これはこちらのほうで出します。求釈明事項として出します。

それとの関係で、今との関係で、さらに求釈明をしたいと思っておりますが、地位協定の2条3項において、合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のために必要でなくなったときは、いつでも日本国に返還しなければならない。合衆国は施設及び区域の必要性を全域の返還を目的として絶えず検討することに同意するという規定がございます。それとの関係で、本件土地、現在強制使用の対象となっている土地及び施設区域につ

いて、具体的に安保協定の目的第6条ですか、その目的との関係で、必要性があるのかなのか、そういう具体的な検討はなされたのかなされていないのか。それがまず施設局内部でなされたのかどうなのか。米軍との関係でなされたのかどうなのか。なされたとしたら、どういう結果なのか。そのあたりをお答えいただきたい。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) この申請申し上げている各施設、その土地につきまして、今、仲山先生がおっしゃいました、常に米軍というのは変化を見直すんだと。必要な土地、必要でない土地、常に見直していく。そのとおりでございまして、手続きに入るにあたりまして、それは米軍のほうにも確認をさせていただきます。提供させていただいた、手続きをとらせていただく土地が必要なのか必要でないのか、そこは確認をさせていただいた上で手続きをとらせていただいているということでございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 具体的に米軍と確認した日付と、その確認の中身を具体的に明らかにしていただきたい。今できなければ、次回で結構です。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 今、おっしゃいましたように、施設それぞれでございます。また、米軍の確認したのがいつかということも今、申しわけないですけど手持ちにございませんで、そのことにつきましてはまた後ほどということでもさせていただきたいと思えます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) それに関してですが、今、米軍は必要だというふうを確認しているとおっしゃいましたが、先ほど目的外に米軍が使用したとしても、私たちがそれに関知しないような発言がありました。ただし、地位協定第2条3項は、協定の目的のために必要でなくなったとき、目的が限定されているわけです。その目的を超えての使用が米軍は必要だというふうには、目的を超えての使用について米軍が必要だということであれば、地位協定との関係、関係してこないですよ。だから米軍の言う必要というのは協定の目的の関係で、必要だったのかどうなのか。そのあたりの検討がされたかどうかもお答えください。よろしいですね。

先ほど、日本国と極東の平和のために提供した。提供した後に米軍がどのように運用しようとして、自分たちは、日本国政府はあんまり関知しないということをおっしゃっていたので、米軍が必要とするというのは安保条約と関係ない範囲で必要だということかもしれないですよ。そのあたりで協定の目的との関係で、必要かどうかについての検討がされたかどうか。そのことも含めてお答えください。よろしいですね。

○當真会長 よろしいですか。防衛局、今の話の中で、1つは、まず今回の手続きに挙

がっている各施設の必要性について確認したかと。これについての日付を知らせてくださいと。それからもう1つは、これは運用の関係で、この極東の範囲ですか、その関係を目的を超えて運用しているとの関係で、その目的のために必要ということを区別して確認したのかと、そういうことですか。

ということなのですが、ちょっと難しいというか、すぐに答えられるかどうかあれなんで、答えていただけるのであれば答えていただきたいと思いますし、あと、確認をとった日付けとか、そういうことについては答えられる予定ですか。そういう事実関係。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) はい。今おっしゃいました、各申請をお願いしております用地の必要性、これについては米軍のほうに確認をいたしておりますので、いついつやったのかということは、後できちんと調べさせていただきたいというふうに思います。

今おっしゃいました、これ先ほど国会での質問趣意書に対する答弁との繰り返しになりますけれども、目的外使用とか何とかということではございませんで、合衆国軍隊の運用の詳細、これはイラクにおけるものを含めまして、承知する立場にない。その上で述べさせていただきますと、合衆国軍隊は日米安全保障条約第6条の規定に基づき、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、我が国において施設及び区域を使用することを許されているものでありますけれども、この合衆国軍隊が運用上の都合により、我が国に駐留する部隊を他の地域に移動させることについては条約上問題ないと考えているということでございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 極東の範囲を超えて、在日米軍が活動することについては特に問題はないということですね。安保条約上問題はないというご趣旨ですね。それが正しいかは別として、皆さんの見解は、国の見解はそういう見解でよろしいですね。

端的に言いますと、沖縄の普天間からイラクに配備されていますよね、それはご存じですよ。そのことについても、別に安保条約上問題はないというご趣旨で政府は理解されているということでもよろしいですね。国会答弁のことは私たちわかりませんのでね。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 今おっしゃいましたように、我々防衛局が、海兵隊がいつ、どここの部隊がどこに行き展開しているのかとか、そういったことは知らないわけでございます。そのところはご理解いただきたいと思います。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 海兵隊がどこに行っているのか、本当に知らないんですか。マスコミなんかで報道されていますよね。公にマスコミなどで報道されていても、それも知らないというんですか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) お話でございますが、マスコミ報道等があることはわかりますが、我々といたしまして、確認をしておりますし、承知していないところでございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) マスコミで報道されているにもかかわらず、政府はそれさえも確認しないんですか。本当なのかどうなのか。皆さんは基地の提供者として、それを確認するのは当然じゃないですか。一定の目的をかけたの基地の提供です。そうであれば、その目的に従った運用がされているかどうかは、提供者として確認すべき義務は当然あると思うんです。それにもかかわらず、全く確認されてないということですか。これが我が国の政府のあり方なんですか。正式な政府の答弁ということで聞いてよろしいでしょうか。

○当真会長 よろしいですか。

そろそろ時間になりましたので、先ほど出ました関係で、いわゆるこの手続きとの関係での必要性について確認をとりましたということですので、その日付け等については次回明らかにできますということでよろしいですね。

それで、内容ということですので、内容ということを具体的にどういうことで、日付けと内容ということですが、確認がとっているかというのは今の段階では知りませんので、それについて回答できれば回答してください。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) できればでは困ります。

○当真会長 とりあえず回答してください。その上でその回答をご覧いただいて、何かまた経過があれば、その時点で検討していただければと思いますので、よろしいですか。

○知念忠二(土地所有者) 終わる前に一言。1分でいいです。

○当真会長 では、お名前を述べてから発言をお願いします。

○知念忠二(土地所有者) 私は、伊江島補助飛行場の土地所有者で、知念忠二と申します。よろしく申し上げます。

実は、前回もこういう公開審理が行われましたけれども、残念ながら前回の公開審理の場での防衛施設局、現在の防衛局は、やはり地主の具体的な質問に対して、求釈明に対して、都合が悪いものについては審理になじまないということを繰り返して、拒否してきたわけでありまして。

特に私は伊江島の地主として申し上げますけれども、伊江島の土地は、皆さんご案内のように、今から55年前の3月、銃剣とブルドーザーで奪われた土地なんです。例えば、私

の姉の家は火をつけられて、家財道具を出すまで待ってくれと言ったけれども、焼かれて、土地もろとも接収された。また、私の家族の土地も全部奪われた。そして、市民が、米軍演習場から飛んできた弾によって、住民が殺されたり、あるいはまた、けがをしたり、そして復帰後も、例えば私の甥は米兵に狙撃をされて瀕死の重症を負うと。いわゆる殺人未遂事件。

このような経過が現在まで続いているのが、伊江島演習場を抱える伊江島補助飛行場関係のいわゆる地主であり、住民なんです。そういう立場から、このような苦しみは一日も早く解決しなければならないと。そういう立場から、私は2004年の7月の公開審理において、るとそういう事実も述べて、現在どうなっているのか、事実関係、そういうものを具体的に伺いました。それに対して当時の防衛施設局、現在の防衛局は、公の資料に基づいて、当然手に入るべき資料についても、これは審理になじまないということで拒否したことが、私は今でも非常に鮮明に覚えているんです。

だから、こういうことがないように、私は当県収用委員会の審理指揮によって、こういうことがないように今回はしていただきたいということを申し上げたいんです。既に伊江島関係については、我が代理人の弁護士の先生方からも求釈明の申立書は出されております。そして、私はきょうの日付け、2010年3月26日付けで、伊江島補助飛行場についての地主の立場からの求釈明の申立書を、私の所属する「財産と権利を守る軍用地地主会」、通称、反戦地主会を通して手続きをとっております。しばらくしたら収用委員会のお手元に届くと思いますけれども。

そういうことで、私たちは求釈明を行いますので、どうか今回は前回のような轍を踏まないように、そしてここで防衛局のほうで、私たちの要求する、質問することについては事実を隠さないで、拒否しないで、いわゆる審理になじまないというような理由で拒否しないで、すべての事実を明らかにしていくように、収用委員会のほうで審理指揮をとっていただきたいということを、前回からの審理のために申し上げておきたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたしたいと思います。

ありがとうございました。

○當真会長 知念さんでしたか、どうもありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、本日の審理を終了したいと思います。

次回の公開審理の日程ですが、次回は平成22年7月28日・水曜日ですが、午後1時15分から4時まで、会場は沖縄市民会館の中ホールを予定しております。詳細は追って文書で

ご連絡します。

本日の審理はこれで終了いたします。それではお疲れ様でした。

(午後4時9分 閉会)